

証券コード 339A
2025年5月14日
(電子提供措置の開始日 2025年5月7日)

株 主 各 位

東 京 都 江 東 区 青 海 一 丁 目 1 番 2 0 号
プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社
代表取締役 中 山 岳 人

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://progresstech-group.jp/ir/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プログレス・テクノロジーズ グループ」又は「コード」に当社証券コード「339A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前11時
2. 場 所 東京都江東区青海一丁目1番20号
ダイバーシティ東京オフィスタワー15階
当社 本社会議室

3. 目的事項
報告事項

第5期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
第2号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件
第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2024年3月1日から2025年2月28日)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善がみられ、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移しました。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う海外景気の下振れ、物価上昇、通商政策など米国の政策動向、中東地域をめぐる情勢に起因する資源価格の高騰等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社は、ガバナンス体制の強化及び事業の効率化を目的として、情報システム、ブランディング、人材管理部門の従業員を子会社から転籍いたしました。事業においては、子会社に対する経営指導及びコーポレート業務のシェアードサービスを提供しております。営業外では子会社であるS & V L株式会社の運転資金として貸付を実行しており、当該貸付にかかる受取利息を計上しております。また、株式交付費5百万円等の一時的な上場関連費用を計上しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高410百万円(前期比44.0%増)、営業利益53百万円(前期比14.9%増)、税引前当期純利益5百万円(前事業年度は税引前当期純損失107百万円)、当期純利益3百万円(前事業年度は当期純損失83百万円)となりました。

なお、事業別の状況については、当社は持株会社であるため、記載を省略しております。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、3百万円であります。

主なものとしては、労務・会計ソフト等のソフトウェアの取得3百万円であります。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第 2 期<br>(2022年 2 月期) | 第 3 期<br>(2023年 2 月期) | 第 4 期<br>(2024年 2 月期) | 第 5 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 2 月期) |
|----------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                            | 0                     | 0                     | 284                   | 410                              |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (百万円)     | △152                  | △100                  | △107                  | 5                                |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (百万円) | △73                   | △76                   | △83                   | 3                                |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失(△) (円)    | △10.36                | △10.80                | △11.87                | 0.43                             |
| 総 資 産 (百万円)                            | 7,982                 | 8,082                 | 8,099                 | 8,526                            |
| 純 資 産 (百万円)                            | 1,527                 | 1,452                 | 1,379                 | 1,395                            |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                    | 215.92                | 205.11                | 193.24                | 193.67                           |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び 1 株当たり純資産は小数点第 2 位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 2021年11月12日開催の臨時株主総会決議により、第 2 期の決算期を 3 月 31 日から 2 月 28 日に変更しました。従って、第 2 期は、決算期変更により 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日までの 11 ヶ月間となっております。
3. 2023 年 2 月 27 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で、また、2025 年 1 月 29 日付で普通株式 1 株につき 20 株の割合で株式分割を行いました。第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び 1 株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の過半数の株式を保有するジャフコＳＶ６投資事業有限責任組合は、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項（４）の規程により、親会社には該当いたしません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                  |
|----------------------|--------|----------|----------------------------------------------------------------|
| プログレス・テクノロジーズ株式会社(注) | 100百万円 | 100.0%   | 設計開発分野のコンサルティングサービス、製造業向けソフトウェア販売、設計開発エンジニア派遣                  |
| S & V L 株式会社         | 20百万円  | 100.0%   | 高性能ドライビングシミュレータを活用したバーチャルテスト環境の提供<br>プラントモデルの開発、評価、開発プロセス改革の提案 |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | プログレス・テクノロジーズ株式会社 |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都江東区青海一丁目1番20号  |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 7,750百万円          |
| 当社の総資産額                         | 8,526百万円          |

#### (4) 対処すべき課題

今後の対処すべき課題については、次の通りであります。

##### ① グループ経営の強化

当社グループは、現在、純粋持株会社である当社、事業会社であるプログレス・テクノロジー株式会社並びに S & V L 株式会社の 3 社体制で、グループ経営を推進しております。

純粋持株会社である当社がグループ全体の成長戦略や資本戦略をリードし、営業・技術・管理それぞれの組織体制を一層強化して、更なるオペレーションの効率化と内部管理体制の水準の向上を図っていく必要があると考えております。事業の成長スピードを制限することのない拡張性のある組織づくりと業務プロセスの構築、それらを実現することの出来る人材の採用と教育を重要な経営課題に据えて、取り組んでまいります。

##### ② 財務基盤の強化

当事業年度の末日において、金融機関からの借入金残高が2,822百万円あります。当該借入金については、事業会社である子会社の事業収益を源泉として適切な範囲に縮小を図るとともに、事業活動における費用対効果を検討し、各種コストの見直しを継続的に行うことで、財務基盤の強化を図ってまいります。

なお、当社は2025年3月28日付で東京証券取引所グロース市場へ新規上場しました。これに伴い2025年3月27日付で公募増資による1,268百万円の払込が完了しております。当該資金は子会社であるプログレス・テクノロジー株式会社への投融資資金及び前述の借入金返済資金に充当する予定であります。

##### ③ 内部管理体制の強化

当社及びグループ会社は、法令及び定款に適合するとともに、事業活動を適正かつ継続的に行うことを目的として、内部統制基本方針を定め、内部統制の整備及び運用に取り組んでおります。内部統制基本方針については、有効性を保つために適時見直しを行うとともに、専門人材の採用や育成を通して、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化に努めてまいります。

**(5) 主要な事業内容**（2025年2月28日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

**(6) 主要な事業所**（2025年2月28日現在）

本社 東京都江東区青海一丁目1番20号

**(7) 使用人の状況**（2025年2月28日現在）

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比<br>増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|----------------------|---------|-------------|
| 25名     | +14名                 | 36.0歳   | 6.1年        |

（注）1. 使用人数は、就業員数であります。

2. 使用人数が最近1年間に於いて、14名増加しましたのは、主として当社グループ全体における情報システム、ブランディング及び人材管理機能の効率化及び業務成果向上を目的とした管理本部組織の変更によるものであります。これに伴い、該当従業員が子会社であるプログレス・テクノロジー株式会社から転籍しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2025年2月28日現在）

| 借 入 先            | 借 入 額    |
|------------------|----------|
| プログレス・テクノロジー株式会社 | 4,200百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行      | 2,597百万円 |
| 株式会社千葉銀行         | 225百万円   |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2025年3月28日付で東京証券取引所グロース市場へ新規上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2025年2月28日現在)

### (1)発行可能株式総数 20,000,000株

(注)2025年1月22日の株主総会決議により、株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は19,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

### (2)発行済株式の総数 7,072,200株

(注)2025年1月10日の取締役会決議により、2025年1月29日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は6,718,590株増加し、7,072,200株となっております。

### (3)株主数 2名

### (4)大株主

| 株主名                 | 持株数     | 持株比率  |
|---------------------|---------|-------|
| ジャフコSV6投資事業有限責任組合   | 5,657千株 | 80.0% |
| ジャフコSV6-S投資事業有限責任組合 | 1,414千株 | 20.0% |

(注) 自己株式は保有しておりません。



### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                                | 第 1 回 新 株 予 約 権                                | 第 2 回 新 株 予 約 権                                |
|------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                                | 2023年2月24日                                     | 2023年2月24日                                     |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                                | 5,982個                                         | 9,250個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                | 普通株式 119,640株<br>(新株予約権1個につき 20株)              | 普通株式 185,000株<br>(新株予約権1個につき 20株)              |
| 新株予約権の払込金額             |                                | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            | 新株予約権1個当たり161円                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                | 新株予約権1個当たり 9,280円<br>(1株当たり 464円)              | 新株予約権1個当たり 9,280円<br>(1株当たり 464円)              |
| 権 利 行 使 期 間            |                                | 2025年2月25日から<br>2033年2月24日まで                   | 2025年2月25日から<br>2033年2月24日まで                   |
| 行 使 の 条 件              |                                | (注) 1                                          | (注) 2                                          |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 新株予約権の数 5,982個<br>目的となる株式数 119,640株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 9,250個<br>目的となる株式数 185,000株<br>保有者数 2名 |
|                        | 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |

(注) 1.第1回新株予約権の行使の条件は、以下の通りです。

- (1)新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会）が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2)新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所（TOKYO PRO Marketを除く）に上場することを条件とする。
- (3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会）が認めた場合はこの限りではない。
- (4)本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は

認められないものとする。

(5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

2.第2回新株予約権の行使の条件は、以下の通りです。

(1)新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から3年を経過する日までの間に、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

- ① 1株当たり9,280円（当社の普通株式について株式分割又は株式併合が行われる場合には、その比率に応じて修正されるものとする。以下、本項における金額の記載について同じ。）を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（ただし、払込金額が、会社法第199条第3項、同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
- ② 1株当たり9,280円を下回る価格を行使価格とする当社の新株予約権その他当社の普通株式1株の交付を受けるのと引換えに払い込む金額が1株当たり9,280円を下回る価格の証券の発行が行われた場合
- ③ 1株当たり9,280円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における実際の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- ④ 新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、9,280円を下回る価格となったとき

(2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会）が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(3)新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所（TOKYO PRO Marketを除く）に上場することを条件とする。ただし、取締役会決議（当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会決議）により、新株予約権を行使することを認めた場合はこの限りではない。

(4)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

(5)本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(6)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(7)上記(3)の定めに関わらず、本新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

- ① 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- ⑤ 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- ⑥ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

3. 当社は、2025年1月10日開催の取締役会決議により、2025年1月29日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

## **(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## **(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

| 会社における地位                   | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------------------|---------|-------------------------|
| 代 表 取 締 役                  | 中 山 岳 人 |                         |
| 取 締 役                      | 澤 井 大 輔 |                         |
| 取 締 役                      | 長 友 一 郎 |                         |
| 取 締 役<br>( 常 勤 監 査 等 委 員 ) | 平 野 雅 昭 |                         |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 斎 藤 誠 二 | サントリーホールディングス株式会社 契約社員  |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 平 田 肇   | オフィス平田 個人事業主            |

- (注) 1. 当社は、2024年3月1日開催の臨時株主総会の承認を経て、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役監査等委員の平野雅昭、斎藤誠二、平田肇は、社外取締役であります。
3. 社外取締役常勤監査等委員の平野雅昭は、野村證券株式会社に長きにわたり、引受審査等の業務に従事し、2018年9月より株式会社SANKO MARKETING FOODSで常勤監査役を務めた経験があり、企業経営や監査等委員監査等について豊富な経験と幅広い見識を有しております。  
社外取締役監査等委員の斎藤誠二は、サントリーホールディングス株式会社にて新規事業の立ち上げやグループ会社の事業再生、人事制度変更、人材キャリア開発など幅広い業務に従事し、事業面や人事面における豊富な経験と幅広い見識を有しております。  
社外取締役監査等委員の平田肇は、株式会社本田技術研究所で主任研究員、株式会社ショーワで常務取締役開発本部長、代表取締役専務を歴任し、企業経営や技術面における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 社外取締役の長谷川弘太は2024年5月30日に、社外取締役の小林正隆及び社外取締役監査等委員の南黒沢晃は2025年2月13日に辞任によりそれぞれ退任いたしました。なお、退任時の重要な兼職は、小林正隆はジャフコ グループ株式会社のマネージング・ディレクターであり、南黒沢晃はジャフコ グループ株式会社の常務執行役員であります。
5. 当社は、社外取締役常勤監査等委員の平野雅昭及び社外取締役監査等委員の斎藤誠二、平田肇を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、内部監査グループ等との連携及び情報の把握を目的とした各種会議への出席を継続的・実効的に行うために、平野雅昭を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

なお、2025年2月13日をもって退任いたしました取締役(監査等委員)南黒沢晃との間には、同様の契約を締結しておりません。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役及び監査役であります。被保険者が会社の役員として業務につき行った行為(不法行為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

各取締役の報酬は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会が決定した報酬総額の限度内において決定しております。

監査等委員でない取締役の報酬等の額については、各取締役と当社、当社株主であるジャフコＳＶ６投資事業有限責任組合、ジャフコＳＶ６－Ｓ投資事業有限責任組合との間で締結された経営委任契約に基づき、取締役会で決定しております。当該契約は2024年12月に効力を失い、株式上場時に解除されるため、今後の監査等委員でない取締役の報酬額については、監査等委員を中心に構成される任意の指名・報酬委員会で検討の上、当該委員会が取締役会に助言を行い、取締役会で決定される予定です。当事業年度末時点における監査等委員でない取締役の報酬については2024年3月1日開催の臨時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、上記の経営委任契約に基づき、同日開催の臨時取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員会である取締役の協議で決定しております。当事業年度末時点における監査等委員である取締役の報酬については2024年3月1日開催の臨時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、同日開催の監査等委員会にて常勤・非常勤の別、職責の範囲等を総合的に勘案して個別の報酬額等を協議し、監査等委員会の決議により決定しております。

なお、取締役の報酬等の算定において業績連動報酬制度は採用しておらず、監査等委員でな

い取締役、監査等委員である取締役共に固定報酬のみで構成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会及び監査等委員会で決定された方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                        | 報酬等の総額         | 報酬等の種類別の総額     |             |             | 対象となる<br>役員の員数 |
|----------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|
|                            |                | 基本報酬           | 業績連動報酬等     | 非金銭報酬等      |                |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 116百万円<br>(-)  | 108百万円<br>(-)  | -百万円<br>(-) | 8百万円<br>(-) | 3名<br>(-)      |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 15百万円<br>(15)  | 15百万円<br>(15)  | -百万円<br>(-) | -百万円<br>(-) | 3名<br>(3)      |
| 合 計<br>(うち社外取締役)           | 132百万円<br>(15) | 124百万円<br>(15) | -百万円<br>(-) | 8百万円<br>(-) | 6名<br>(3)      |

- (注) 1. 2024年5月30日及び2025年2月13日に退任した社外取締役3名(うち監査等委員1名)については、無報酬であるため上表には含めておりません。
2. 報酬等の総額及び基本報酬には、複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額が以下の通り含まれております。
- ・取締役(監査等委員を除く)(うち社外取締役を除く) 32百万円
3. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した、新株予約権に係る当事業年度に費用計上した額であります。当該新株予約権の内容及びその交付状況は「3. 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額は、2024年3月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円を報酬限度額としております(株主総会における選任時点は4名、当事業年度末時点は3名)。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2024年3月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円を報酬限度額としております(株主総会における選任時点は4名、当事業年度末時点は3名)。



## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役の小林正隆は、ジャフコ グループ株式会社のマネージング・ディレクターを兼務しておりましたが、2025年2月13日をもって退任しております。当社とジャフコ グループ株式会社との間に取引関係はありませんが、同社は当社の大株主であるジャフコＳＶ６及びジャフコＳＶ６－Ｓ投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、同組合は当社の株式を保有しております。
  - ・取締役(監査等委員)の南黒沢晃は、ジャフコ グループ株式会社の常務執行役員を兼務しておりましたが、2025年2月13日をもって退任しております。当社とジャフコ グループ株式会社との間に取引関係はありませんが、同社は当社の大株主であるジャフコＳＶ６及びジャフコＳＶ６－Ｓ投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、同組合は当社の株式を保有しております。
  - ・取締役(監査等委員)の斎藤誠二は、サントリーホールディングス株式会社の契約社員であります。当社とサントリーホールディングス株式会社の間には特別の関係はありません。
  - ・取締役(監査等委員)の平田肇は、オフィス平田を営む個人事業主であります。当社とオフィス平田の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 氏 名                    | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                   |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 小 林 正 隆              | 2025年2月13日退任までに開催された取締役会に全20回中20回出席し、投資ファンド及び企業経営に関する幅広い経験と見識から、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。                 |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) 平 野 雅 昭 | 取締役会に全23回中23回、監査等委員会に全14回中14回出席し、金融機関及び上場企業での監査役での幅広い経験と見識から、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。                    |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 南 黒 沢 晃   | 2025年2月13日退任までに開催された取締役会に全20回中20回、監査等委員会に全13回中13回出席し、投資ファンド及び企業経営に関する幅広い経験と見識から、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 斎 藤 誠 二   | 取締役会に全23回中23回、監査等委員会に全14回中14回出席し、事業及び人事面に関する幅広い経験と見識から、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。                          |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 平 田 肇     | 取締役会に全23回中23回、監査等委員会に全14回中14回出席し、企業経営及び技術面に関する幅広い経験と見識から、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。                        |



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

シンシア監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 23百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、関係部署からの報告をもとに会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算定根拠、また他社の情報などを勘案し審議した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、シンシア監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新規上場に係るコンフォートレター作成業務について対価(1百万円)を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討いたします。また、会計監査人の再任の適否の判断に当たって、上記の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況(従前の事業年度における職務遂行状況を含む。)、監査体制、独立性及び専門性等が適切であるかについて確認することとしております。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会社法第340条第3項及び第5項に基づき、会計監査人を解任した場合の解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を説明いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能の一層の充実を図るため、2024年3月1日開催の臨時株主総会の承認を経て、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当該企業統治体制を採用する理由としては、独立性を有する監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより議論の活性化を促すとともに、監査等委員会が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことが、法令遵守のみならずステークホルダーとの適切な協働関係を維持するにあたり、ふさわしい体制であると判断したためであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるために当社グループの掲げるビジョン・ミッション・バリュー及び「企業倫理規程」、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を遵守する。
  - (b) 当社グループは、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、グループ全体のコンプライアンスの体制整備・強化を図る。
  - (c) 当社グループは、法令違反及び行動規範の違反またはそのおそれに関する相談窓口である「プログレス・テクノロジーズ グループ ホットライン制度」の利用を促進し、当該事実の早期発見に努める。
  - (d) 当社グループは、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図る。
  - (e) 社長直轄の内部監査部門である「内部監査グループ」は、当社グループに対する業務執行の適法性・妥当性確認、ガバナンスとプロセスの有効性確認、コンプライアンス等の検証を目的とした内部監査を実施する。
  - (f) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。
  - (g) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 当社グループは、取締役の職務執行に関わる情報について、法令及び社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行う。
  - (b) 当社グループの取締役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 当社グループは、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき、リスクの把握と管理を行う。また、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、委員長及び業務執行取締役、各本部長、管理部長、総務担当者が委員として参加し、当社グループのリスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。
  - (b) 当社「内部監査グループ」は、当社グループのリスク管理の状況把握、内部統制の有効性評価・改善のために、内部監査を実施し、監査結果を社長及び監査等委員に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社グループの取締役会は、法令及び社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。経営上重要な事項については、事前に執行役員等で構成する会議体で審議したうえで、取締役会の決議を行う。
  - (b) 当社グループの取締役会は、全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向けて各部門の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行する。
  - (c) 当社グループの組織及び業務分掌、並びに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能及び相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行を図る。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社及び子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における経営上の重要な案件について、当社取締役会における決裁・報告を行う。
  - (b) 当社及び子会社におけるコンプライアンス・リスク管理体制として、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を子会社に適用する。また、子会社は、法令違反その他コンプライアンス・リスク管理上問題があると認めた場合は、直ちに「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」に報告する。
  - (c) 当社「内部監査グループ」は、当社及び子会社における業務の適正を確保するため、当社及び子会社の内部統制について監査し、監査結果を当社社長及び監査等委員に報告する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務の補助者を求めた場合は、使用人の中から適切な者を指名し、監査等委員会の同意を得たうえで、補助の任に当たらせる。また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員から独立し、監査等委員会の指揮命令のもと、その補助職務に従事するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員からの指揮命令は受けない。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人は、当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事実を発見した場合、違法行為や不正行為を発見した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告し、また、監査等委員会からの求めにより、必要に応じて業務・財務等の状況について報告する。
  - (b) 当社「内部監査グループ」は、適宜内部監査結果を監査等委員会に報告する。
  - (c) 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁じる。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
  - (b) 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行を監査するため、取締役会のほか、重要な会議体へ出席し、必要な資料の閲覧等を行うことができる。
  - (c) 監査等委員は、会計監査人及び「内部監査グループ」との連携を密にし、効率的かつ効果的な監査を行う。
  - (d) 監査等委員の職務の執行に伴い生ずる費用については、当社がこれを負担するものとし、速やかに精算を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

### ① 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会と必要に応じて開催される臨時取締役会に取締役が出席し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、経営に関する重要事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

取締役会の構成員は、代表取締役中山岳人（議長）、取締役澤井大輔、取締役長友一郎、社外取締役平野雅昭（常勤監査等委員）、社外取締役斎藤誠二（監査等委員）及び社外取締役平田肇（監査等委員）であります。また、必要に応じて、当社グループの役職員がオブザーバーとして参加しております。

当事業年度は、月1回の定時取締役会と臨時取締役会を合計26回開催しており（注）、6名の取締役が全ての会に出席し、経営の方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を検討しております。

（注）当事業年度は、実開催の取締役会23回に加え、書面決議の取締役会を3回開催しております。

### ② 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しており、監査等委員3名で監査等委員会を構成しております。監査等委員会は原則として月1回開催、また必要に応じて随時開催しており、監査等委員である取締役が出席し、法令、定款及び「監査等委員会規則」等に従い、監査の方針、監査計画等を決定しております。さらに監査等委員会にて決定された方針・計画に基づき、内部監査及び会計監査人と連携しつつ、監査を行っております。また、監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

監査等委員会の構成員は、常勤監査等委員である社外取締役平野雅昭（議長）、社外取締役斎藤誠二（監査等委員）及び社外取締役平田肇（監査等委員）であります。

### ③ 内部監査グループ

当社は、当社グループ全体の経営の効率性、適法性、健全性を確保するために内部監査グループに専任者1名を置き、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性等について、

当社各部門及び各子会社に対して年1回内部監査を実施し、代表取締役の結果を報告しております。また、被監査部門に対して業務改善に向けた指示を行い、その後の改善状況についてフォローアップを実施することによって、内部監査の実効性を確保しております。

④ 会計監査人

当社は、シンシア監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

⑤ 経営会議

当社は、当社グループにおける取締役会付議事項を含む経営戦略上の重要事項について、その方向性や方針を議論するために経営会議を設置しております。経営会議は、当社の代表取締役を含む全取締役及び執行役員、当社子会社の代表取締役及び執行役員で構成されております。経営会議は原則として月1回開催、また必要に応じて臨時に開催され、株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項等の重要事項について審議しております。

経営会議の構成員は、代表取締役中山岳人（議長）、取締役澤井大輔、取締役長友一郎、社外取締役平野雅昭（常勤監査等委員）、社外取締役斎藤誠二（監査等委員）、社外取締役平田肇（監査等委員）、執行役員根田峻平、子会社代表取締役等であります。

⑥ コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

当社は、当社グループにおけるリスクマネジメント及びコンプライアンスを徹底するため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しており、定例会を四半期に1回開催し、また取締役会において、定期的に情報共有を図っております。

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、代表取締役中山岳人を委員長、取締役澤井大輔を副委員長とし、業務執行取締役、当社グループの各本部長、管理部長、総務担当の選出を必須とする委員で構成しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針は定めておりませんが、企業価値及び株主共同の利益に資さない行為が行われた場合は、社会的な動向等も十分に見極めつつ慎重に検討し、適切に対応してまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、いまだ成長過程にある企業であり、更なる財務体質の強化、競争力の確保を経営上の主要課題の一つとして位置づけております。そのため現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模拡大のための投資に充当することが、株主に対する安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えており、当事業年度を含め、配当は実施しておりません。

将来的には、各事業年度の財政状況、経営成績等を勘案しながら株主への利益還元を実施していく方針ですが、現時点では配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、人的資本への投資を含めた将来の事業成長に向けた投資や財務体質の強化のための投資に充当していく方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は、剰余金の配当等を会社法第459条第1項各項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。



# 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額   | 科 目      | 金 額   |
|-----------|-------|----------|-------|
| (資産の部)    |       | (負債の部)   |       |
| 流動資産      | 288   | 流動負債     | 435   |
| 現金及び預金    | 54    | 短期借入金    | 327   |
| 売掛金       | 225   | 支払金      | 41    |
| 前払費用      | 0     | 未払法人税等   | 24    |
| 未収の金      | 0     | 未払引当金    | 6     |
| その他資産     | 6     | 賞与の負債    | 4     |
| 固定資産      | 8,237 | 固定負債     | 9     |
| 無形固定資産    | 2     | 長期借入金    | 21    |
| ソフトウェア    | 2     | 関係会社長期借入 | 6,695 |
| 投資その他の資産  | 8,235 | その他負債    | 2,495 |
| 関係会社株式    | 7,780 | 繰上金      | 4,200 |
| 関係会社長期貸付金 | 450   | 繰上金      | 0     |
| 繰延税金資産    | 5     |          |       |
|           |       | 負債合計     | 7,130 |
|           |       | (純資産の部)  |       |
|           |       | 株主資本     | 1,369 |
|           |       | 資本金      | 10    |
|           |       | 資本剰余金    | 1,758 |
|           |       | 資本準備金    | 1,334 |
|           |       | その他資本剰余金 | 424   |
|           |       | 利益剰余金    | △398  |
|           |       | その他利益剰余金 | △398  |
|           |       | 繰越利益剰余金  | △398  |
|           |       | 新株予約権    | 26    |
|           |       | 純資産合計    | 1,395 |
| 資産合計      | 8,526 | 負債純資産合計  | 8,526 |

損 益 計 算 書

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     |    | 金 額 |     |
|-------------------------|----|-----|-----|
| 売 上 高                   |    |     | 410 |
| 売 上 原 価                 |    |     | －   |
| 売 上 総 利 益               |    |     | 410 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |    |     | 356 |
| 営 業 利 益                 |    |     | 53  |
| 営 業 外 収 益               |    |     |     |
| 受 取 利 息                 | 1  |     |     |
| そ の 他                   | 0  |     | 1   |
| 営 業 外 費 用               |    |     |     |
| 支 払 利 息                 | 40 |     |     |
| 株 式 交 付 費               | 5  |     |     |
| そ の 他                   | 2  |     | 48  |
| 経 常 利 益                 |    |     | 5   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |    |     | 5   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 6  |     |     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △3 |     | 2   |
| 当 期 純 利 益               |    |     | 3   |

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |              |                       |                  |                                        |                  |             | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|---------|--------------|-----------------------|------------------|----------------------------------------|------------------|-------------|--------------|--------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金    |                       |                  | 利 益 剰 余 金                              |                  | 株主資本<br>合 計 |              |              |
|                         |         | 資 本<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 本<br>剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |             |              |              |
| 当 期 首 残 高               | 10      | 1,334        | 424                   | 1,758            | △401                                   | △401             | 1,366       | 13           | 1,379        |
| 当 期 変 動 額               |         |              |                       |                  |                                        |                  |             |              |              |
| 当 期 純 利 益               | －       | －            | －                     | －                | 3                                      | 3                | 3           | －            | 3            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －       | －            | －                     | －                | －                                      | －                | －           | 12           | 12           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －            | －                     | －                | 3                                      | 3                | 3           | 12           | 16           |
| 当 期 末 残 高               | 10      | 1,334        | 424                   | 1,758            | △398                                   | △398             | 1,369       | 26           | 1,395        |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェアは、利用可能期間(5年)による定額法により償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として子会社からの経営指導料等となります。経営指導料については、子会社向けに経営指導、経理・労務等の管理業務を契約期間にわたって継続的に提供することを履行義務としており、契約に基づく金額を各月で算出し収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

② その他

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 関係会社株式の評価

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 7,780百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としており、株式の大半は超過収益力を加味した価格で取得しております。超過収益力を加味した価格で取得した関係会社株式については、減損処理の要否を検討するに当たり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較し、超過収益力等の低下が認められるものについて減損処理を行うこととしております。

関係会社株式の評価は、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うものであり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権 233百万円

② 短期金銭債務 32百万円

### (2) 保証債務

下記の会社の金融機関からのリース契約に対して、債務保証を行っております。

S & V L 株式会社 598百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高 410百万円

販売費及び一般管理費 6百万円

#### 営業取引以外の取引高

受取利息 1百万円

支払利息 23百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期 首 の 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末 の<br>株 式 数 |
|-----------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 普 通 株 式   | 353,610株                 | 6,718,590株             | －                      | 7,072,200株             |

(注)2025年1月10日の取締役会決議により、2025年1月29日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は6,718,590株増加し、7,072,200株となっております。

### (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|            | 第1回新株予約権   | 第2回新株予約権   |
|------------|------------|------------|
| 決議年月日      | 2023年2月24日 | 2023年2月24日 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式       | 普通株式       |
| 目的となる株式の数  | 154,660株   | 185,000株   |
| 新株予約権の残高   | 7,733個     | 9,250個     |

(注)2025年1月10日の取締役会決議により、2025年1月29日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「目的となる株式の数」が調整されております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産とし、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、関係会社への貸付金は、定期的に財務状況の把握を行っております。また、借入金に係る流動性リスクは、定期的に資金繰り計画を作成・更新し資金を確保すること、金利の変動リスクは、変動金利相場の現状及び今後の見通しについて適時モニタリングを行うことで対応しております。借入金の使途は、主に運転資金及び関係会社への投融資資金であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のないものは含まれておりません。

また、現金及び預金、売掛金、未収収益、買掛金、未払金、未払費用、預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|                     | 貸 借 対 照 表 計 上 額 | 時 価        | 差 額    |
|---------------------|-----------------|------------|--------|
| ① 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 450百万円          | 442百万円     | △7百万円  |
| ② 長 期 借 入 金         | (2,822百万円)      | (2,822百万円) | －      |
| ③ 関 係 会 社 長 期 借 入 金 | (4,200百万円)      | (4,131百万円) | △68百万円 |

(注) 1. 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

2. 長期借入金には、1年以内に返済予定の借入金(短期借入金)を含めております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区 分               | 時 価     |            |         |            |
|-------------------|---------|------------|---------|------------|
|                   | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2    | レ ベ ル 3 | 合 計        |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | －       | 442百万円     | －       | 442百万円     |
| 長 期 借 入 金         | －       | (2,822百万円) | －       | (2,822百万円) |
| 関 係 会 社 長 期 借 入 金 | －       | (4,131百万円) | －       | (4,131百万円) |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、変動金利で調達しており市場金利を短期間で反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 市場価格のない株式等

| 区分            | 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
|---------------|-----------------|
| 非上場株式(関係会社株式) | 7,780百万円        |

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因は、賞与引当金繰入限度超過額等であります。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。



(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月28日の株式上場に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、34.6%から30.6%に変更しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会 社 等 の 名 称                             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                           | 取引内容                              | 取 引 金 額<br>(百万円) | 科 目              | 期 末 残 高<br>(百万円) |
|-------|-----------------------------------------|---------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 子 会 社 | プ ロ グ レ ス ・<br>テ ク ノ ロ ジ ー ズ<br>株 式 会 社 | 所有<br>直接 100.0%     | 役員の兼務<br>経営指導等<br>資金の調達<br>債務被保証    | 経営指導・<br>シェアード<br>サ ー ビ ス<br>(注)1 | 401              | 売 掛 金            | 221              |
|       |                                         |                     |                                     | 資金の借入<br>(注)2                     | 700              | 関 係 会 社<br>長期借入金 | 4,200            |
|       |                                         |                     |                                     | 借入に対する<br>支払利息<br>(注)2            | 23               | 未 払 費 用          | 11               |
|       |                                         |                     |                                     | 金融機関から<br>の借入金<br>への債務保<br>証(注)3  | 2,822            | —                | —                |
| 子 会 社 | S & V L 株 式 会 社                         | 所有<br>直接 100.0%     | 役員の兼務<br>経営指導等<br>資金の貸付<br>債務保証・被保証 | 経営指導・<br>シェアード<br>サ ー ビ ス<br>(注)1 | 8                | 売 掛 金            | 4                |
|       |                                         |                     |                                     | 資金の貸付<br>(注)4                     | 450              | 関 係 会 社<br>長期貸付金 | 450              |
|       |                                         |                     |                                     | 貸付に対す<br>る受取利息<br>(注)4            | 1                | 未 収 収 益          | 0                |
|       |                                         |                     |                                     | 金融機関から<br>の借入金<br>への債務保<br>証(注)3  | 2,822            | —                | —                |
|       |                                         |                     |                                     | リース契約<br>への債務保<br>証(注)5           | 598              | —                | —                |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件及び取引決定方針等については、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

2. 資金の借入の金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また返済条件

に関しては期限一括方式であり、担保は提供しておりません。

3. 当社の全ての金融機関からの借入金に対して、債務保証を受けております。保証料は支払っておりません。なお、取引金額には、当事業年度末における借入金の残高を記載しております。
4. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また返済条件に関しては期限一括方式であり、担保は提供しておりません。
5. 子会社の金融機関からのリース契約に対して、債務保証を行っております。保証料は受け取っておりません。なお、取引金額には、当事業年度末における未経過リース料の残高を記載しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 193円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円43銭   |

(注)当社は、2025年1月10日開催の取締役会決議により、2025年1月29日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。2025年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行及び株式の売出し)

当社は、2025年3月28日付で株式会社東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年2月21日及び2025年3月11日開催の取締役会において、下記の通り新株式の発行を決議し、2025年3月27日に払込が完了いたしました。

公募による新株式の発行

(1) 募集方法 一般募集(ブックビルディング方式による)

(2) 発行する株式の種類及び数 普通株式 707,200株

(3) 発行価格 1株につき1,950円

(4) 引受価額 1株につき1,794円

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(5) 払込金額 1株につき、1,606.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、2025年3月11日開催の取締役会において決定された金額であります。

(6) 資本組入額 1株につき897円

(7) 発行価格の総額 1,379百万円

この金額は会社法上の払込金額の総額であります。

(8) 払込金額の総額 1,268百万円

(9) 資本組入額の総額 634百万円

(10) 払込期日 2025年3月27日

(11) 資金の使途 連結子会社であるプログレス・テクノロジーズ株式会社への  
融資資金及び当社借入金返済資金

# 独立監査人の監査報告書

2025年4月30日

プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社  
取締役会 御中

シンシア監査法人  
東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 瀧口 英明

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 長田 洋和

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 小川 開三

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社の第5期事業年度（2024年3月1日から2025年2月28日まで）における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認

められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月1日

プログレス・テクノロジーズ グループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平野雅昭 ㊞

監査等委員 斎藤誠二 ㊞

監査等委員 平田 肇 ㊞

(注) 監査等委員平野雅昭、斎藤誠二及び平田肇は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



株主総会参考書類

第 1 号議案 監査等委員でない取締役 3 名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（3 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）3 名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                    | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | なか やま がく と<br>中 山 岳 人<br>(1973年 2 月25日)                                                                                                                                                                                                                                        | 1995年 4 月 株式会社大塚商会入社<br>2000年 1 月 P T C ジャパン株式会社入社<br>2003年 6 月 アセンシャル・ソフトウェア株式会社<br>(現日本 I B M 株式会社) 入社<br>2005年 8 月 プロGRESS・テクノロジーズ株式会社入<br>社・取締役就任<br>2007年 9 月 プロGRESS・テクノロジーズ株式会社代<br>表取締役就任 (2018年 7 月退任)<br>2020年 9 月 プロGRESS・テクノロジーズ株式会社代<br>表取締役就任 (現任)<br>2023年 3 月 当社代表取締役就任 (現任)<br>2023年 3 月 S & V L 株式会社取締役就任 (現任) | 一株                     |
|            | 【取締役候補者とした理由】<br>中山岳人氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社であるプロGRESS・テクノロジーズ株<br>式会社の創業以来、当社グループ全体および営業部門における指揮を執り、事業戦略・営業戦略の立<br>案や技術開発・顧客の開拓をはじめ、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後<br>も同氏が持つ製造業や技術に対する深い知見と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更<br>なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願い<br>するものです。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                        |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2          | さわ い だい すけ<br>澤 井 大 輔<br>(1974年2月20日)  | 1996年4月 日本ペプシ販売株式会社入社<br>2002年3月 エディー・バウアー・ジャパン株式会社入社<br>2005年8月 プログレス・テクノロジーズ株式会社入社<br>2020年9月 プログレス・テクノロジーズ株式会社取締役就任（現任）、管理本部長就任（現任）<br>2023年3月 当社取締役就任（現任）<br>2025年1月 S & V L 株式会社取締役就任（現任）                                                                                                   | 一株                     |
|            |                                        | 【取締役候補者とした理由】<br>澤井大輔氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社であるプログレス・テクノロジーズ株式会社の創業以来、人事領域を中心に管理部門全体の体制構築、統制整備に関わり、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ専門性により、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。                                                                                    |                        |
| 3          | なが とも いち ろう<br>長 友 一 郎<br>(1973年9月26日) | 1998年4月 ファナック株式会社入社<br>2007年6月 プログレス・テクノロジーズ株式会社入社<br>2020年9月 プログレス・テクノロジーズ株式会社取締役就任（現任）<br>2023年3月 当社取締役就任（現任）                                                                                                                                                                                  | 一株                     |
|            |                                        | 【取締役候補者とした理由】<br>長友一郎氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社であるプログレス・テクノロジーズ株式会社への参画時より一貫して技術領域の責任者として当社の経営を牽引しております。製造業の設計開発領域に特化してデジタル技術を活用したソリューションを提供する当社グループにとって重要となる技術部門を管掌し、業務を遂行するとともに、当社グループの持続的成長と企業価値向上に貢献しております。同氏が持つ高い技術力や豊富な技術知見により、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。 |                        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。本議案における各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

## 第2号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬額は、2024年3月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額400百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員でない取締役は3名ありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は3名となります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2024年3月1日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、監査等委員会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名であります。

以 上